

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社（以下「事業場」という。）において就労していたところ、平成〇年〇月〇日、当日の業務を終え、事業場からCバスに乗り、D駅前停留所で降り、D駅に向かって歩く途中、通行人（以下「加害者」という。）と接触し、同人から暴行を受け、負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、E病院に救急搬送され、「急性硬膜外血腫、前頭骨骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は通勤によるものであるとして、監督署長に療養給付を請求したところ、監督署長は、本件災害は通勤中断後の負傷であり、本件傷病は通勤によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が通勤によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 決定書理由に説示する「判断の要件」(決定書別紙)のとおり、他人の故意に基づく暴行による負傷については、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものその他明らかに業務に起因しないものを除き、業務に起因する又は通勤によるものと推定するとされているところ、請求人を負傷に至らしめた加害者の行為が、請求人の自招行為が原因となったものか否かが問題となるので、以下に検討する。

(2) 本件についてみると、平成〇年〇月〇日付けG警察署長作成の傷害事件についての回答書からは、請求人が仕事を終え帰宅するためにバスに乗り、D駅前停留所でバスを降り、その後、D駅の改札に向かってロータリー内を歩いていたところ、請求人の肩と加害者の肩がぶつかって口論になり、加害者がその場を立ち去ろうとしたため、請求人が加害者に手を伸ばして止めようとしたところ、加害者から暴行を受けたことが認められる。

この点について、請求人は、①加害者と接触後、口論の口火を切ったのは加害者であり、②口論後、立ち去ろうとした加害者に「警察へ行きましょう」と提案したが、③手を上げてなおも立ち去ろうとする加害者を制止したところ、暴行を受けた旨述べている。

(3) 請求人は、このような通勤途中のトラブルにおいて、加害者と口論する中で手を上げて立ち去ろうとする加害者を制止し警察に同行しようとする行為は自招行為には当たらず、通勤災害と認められるべき旨主張しているが、決定書理由に説示するとおり、請求人が立ち去ろうとした加害者を制止させる行動を取っており、その行為が原因となって暴行を受けているものと認められ、また、請求人が加害者を制止した当該行為は、これを行う必要性も認められないとい

- わざるを得ないことも考慮すると、当審査会としても、本件災害は他人の故意に基づく暴行であるが、暴行の原因は請求人の自招行為によるものと判断する。
- 3 以上のとおりであるので、請求人の本件傷病は通勤によるものとは認めることができず、したがって、監督署長が、請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。